

自然との出会いベルグ会則

平成25年6月改正

第1章 総 則

第1条 この会の名称は〔自然との出会いベルグ〕〔BERG〕とする。

第2条 この会は会山行に参加することにより、花や野鳥などの自然に親しみ、心身をリフレッシュし、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 月1回の例会を行うこと。
- (2) 月1～2回の会山行を行うこと。
- (3) 会報の発行、新年会の実施、その他を行うこと。

第2章 組 織

第4条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 山行委員 1名
- (3) 庶務 1～2名
- (4) 会計 1名

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総理し、例会の議長となる。会長に事故のあるときは他の役員がその職務を代行する。
- (2) 山行委員は会山行の年間計画を作成し、会山行のリーダー(担当者)を決める。
- (3) 庶務は種々の事務を行う。
- (4) 会計は金銭の管理を行う。

第3章 例 会

第6条 例会では会山行計画、会山行報告、会の意思決定を行う。

第7条 例会は毎月第4水曜日、午後7時より9時まで行う。

第4章 山 行

第8条 会山行のリーダーは山行計画書を作成し、参加者を募り、山行ではリーダーとなり、山行後の山行報告を行う。
会山行リーダー及びおよび会に関する活動には下記手当が支払われる

会 山 行		
	実 施	中 止
泊まり	¥3,000	¥1,500
日帰り	¥2,000	¥1,000
新 年 会		
	¥2,000	¥1,000
個 人 山 行 等		
泊まり	¥2,000	¥0
日帰り	¥1,000	¥0
街歩き	¥1,000	¥0

個人山行等は 2013 年 6 月例会で決定

第9条 会山行では参加者全員の細心の注意による安全な山行を行う。万一事故が起きた場合には、リーダーが中心となり最善の処理にあたる。その事故に対する責任は本人の過失責任とし、会は一切の責任を負わない。

第10条 会員はスポーツ安全保険に加入する。

第11条 会山行での、出発時の雨天等により山行の不可判断はリーダーが行い、速やかに参加予定者と連絡する。連絡が取れないときは、各自の判断で集合場所に集まる。

第12条 会山行は原則として、会員で行う。非会員の参加についてはリーダーの許可を受け、山行中は当人が全責任を持つものとする。

第 5 章 会 計

第13条 会費は月 500 円とし、1 月、7 月に半年分を前納する。なお、中途入会者は入会時に半年分を前納する。会費を 6 ヶ月間にわたって滞納したときは、自然退会したものと見なす。

第14条 会計年度は 1 月から 12 月までとし、会計報告を行う。

第 6 章 入会、休会、退会

第15条 入会は会長の承認により会員となる。

第16条 休会、退会はその旨を会長に連絡すること。

第 7 章 会 則 の 改 定

第17条 この会則は例会に於いて改正することができる。

以上